

○筑波大学構内自転車等駐輪規程

〔平成25年7月25日〕
〔法人規程第57号〕

改正 平成30年法人規程第18号

筑波大学構内自転車等駐輪規程

(目的)

第1条 この法人規程は、筑波大学筑波キャンパス構内（以下「構内」という。）における自転車、バイク及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の駐輪に関し必要な事項を定め、構内における自転車等の駐輪場問題を解決し、構内に乗り入れる自転車等の管理方法等を定めるとともに、自転車等による通行障害を解決することにより、安全で快適な環境の向上を図ることを目的とする。

(構内駐輪の原則)

- 第2条 自転車等の利用者は、駐輪場又は駐輪スペース以外に自転車等を駐輪してはならない。
- 2 自転車等の利用者は、自転車等の登録を行い、登録した自転車等には、筑波大学（次項において「本学」という。）が指定するICタグを貼付しなければならない。
- 3 学長は、本学が指定するICタグを貼付していない自転車等及び指定場所以外に置かれた自転車等を撤去・処分することができる。

(登録者の範囲)

- 第3条 自転車等の登録を行う者は、次のとおりとする。
- (1) 構内に自転車等で通学する学群学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、特別学修生及び日本語研修生（学生宿舎の居住者を含む。）
 - (2) 構内に自転車等で通勤する教職員等及び関係業者
 - (3) 本部及び部局、研究室等で所有する自転車等の管理者

(一時的入構者の取扱い)

第4条 構内に一時的に自転車等で入構する者は、警備員室、訪問先等において、臨時駐輪証を受け取り、自転車等に貼付する。

(雑則)

第5条 この法人規程に定めるもののほか、自転車等の駐輪及び登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 第2条3項及び第4条の規定は、附属病院エリア及び春日プラザについては適用しない。

附 則（平成30. 2. 22法人規程18号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。